



令和元年 5月28日(火)
九州地方整備局河川部
福岡管区気象台

指定河川洪水予報への【警戒レベル相当情報】の追記について

九州地方整備局と福岡管区気象台は、令和元年5月29日から指定河川洪水予報を避難情報等の5段階の警戒レベル(内閣府)に関連付けて発表します。

平成30年7月豪雨における甚大な被害を受け、中央防災会議「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告書で「様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促すこと」が示されました。

これを受け、九州地方整備局と福岡管区気象台は、九州地方整備局管内の国管理河川において共同で発表する指定河川洪水予報と警戒レベルの関連を明確化して伝えるため、下記のとおり指定河川洪水予報に警戒レベル〇相当情報と追記して発表していくこととしましたのでお知らせします。

避難情報等の5段階警戒レベルと指定河川洪水予報との関連づけ (内閣府資料を参考に作成)

避難情報等			防災気象情報
5段階の警戒レベル	住民がとるべき行動	自治体から出される避難情報等(行動を促す情報)	国・気象台が発表する指定河川洪水予報(行動をとる際に参考となる情報)
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等へ立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となり、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。		警戒レベル2相当情報 氾濫注意情報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。		

指定河川洪水予報に警戒レベルとの関連づけを追記

参考: 警戒レベルに関するチラシが下記の内閣府ホームページに掲載されています。

(http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/pdf/keikai_level_chirashi.pdf)

記

1. 運用開始日時:令和元年5月29日(水)13時から
2. 指定河川洪水予報の対象河川(国管理河川):別紙①参照
3. 警戒レベル相当情報を追記した指定河川洪水予報の例:別紙②参照

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局	TEL.092-707-0110	FAX.092-476-3473
河川部 水災害予報センター	センター長	<small>い</small> 飯田 <small>しげゆき</small> 茂幸 (内線 3851)
	水災害対策専門官	<small>おの</small> 小野 <small>ともつぐ</small> 朋次 (内線 3852)
福岡管区气象台	TEL.092-725-3604	FAX.092-771-2822
気象防災部 予報課	予報課長	<small>きねぶち</small> 杵渕 <small>けんいち</small> 健一
	水害対策気象官	<small>ひらはら</small> 平原 <small>よしあき</small> 義明

対象とする洪水予報指定河川 (国管理区間)

水系	洪水予報河川
遠賀川	遠賀川、彦山川、犬鳴川
山国川	山国川、中津川
筑後川	筑後川、庄手川、早津江川、玖珠川、広川
矢部川	矢部川、楠田川
松浦川	松浦川、徳須恵川、巖木川
六角川	六角川、牛津川、武雄川
嘉瀬川	嘉瀬川
本明川	本明川
菊池川	菊池川、合志川
白川	白川
緑川	緑川、浜戸川、御船川、加勢川
球磨川	球磨川、南川、前川
大分川	大分川、七瀬川
大野川	大野川、乙津川、判田川、立小野川
番匠川	番匠川
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川、大瀬川
小丸川	小丸川
大淀川	大淀川、本庄川、沖水川、庄内川
川内川	川内川、長江川、隈之城川、樋渡川、綿打川
肝属川	肝属川、串良川、高山川、始良川

※国土交通省が発表している「水位情報周知河川」においても、同様に「警戒レベル〇相当情報」と追記します。

◆ 氾濫危険情報発表時の記載例

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報【洪水】】 〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】 〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

◆ 氾濫発生情報発表時の記載例

〇〇川氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報【洪水】】 〇〇川では、（堤防決壊による）氾濫が発生

(主 文)

【警戒レベル5相当】 〇〇川では、●●市●●地区（△△岸）付近において（堤防決壊による）氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

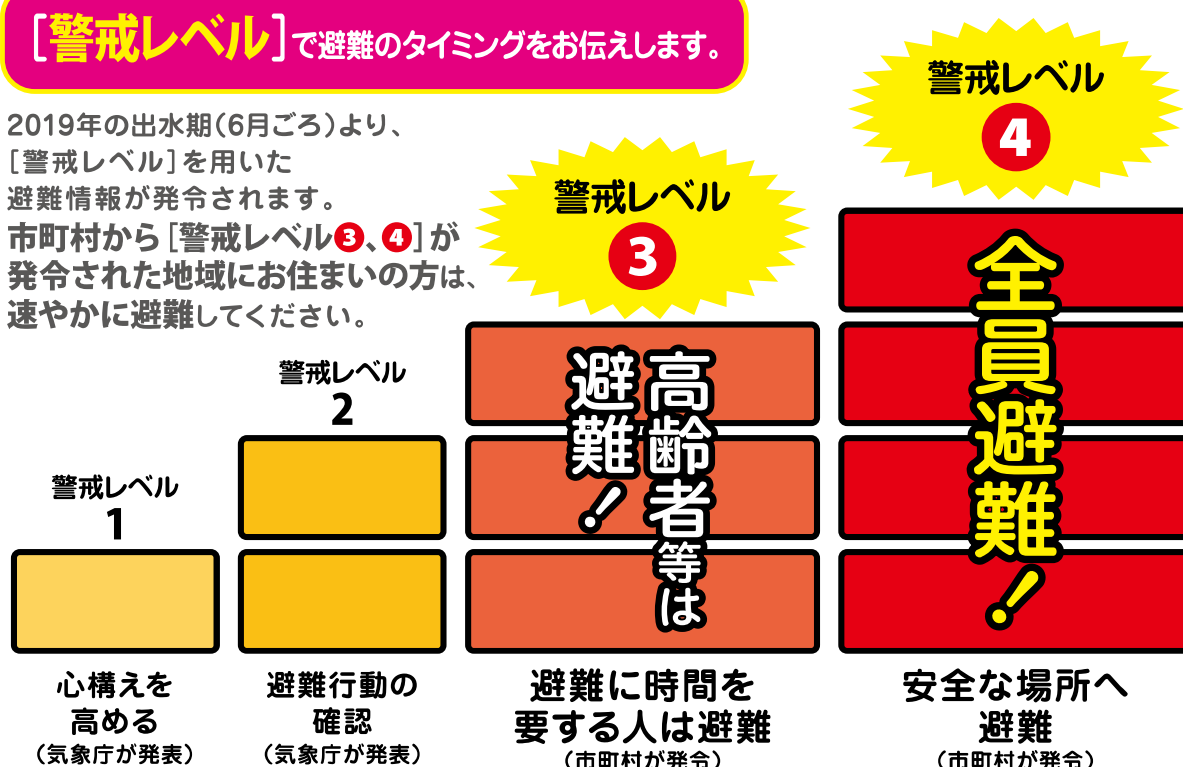
逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル 4 で全員避難!!

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル3、4]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



[警戒レベル5] (市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

呼びかけの一例

警戒レベル 4

避難勧告の
伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ※3 避難指示(緊急) ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令（市町村が発令）
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等 ）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 （市町村が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発表）

【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等

（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？
⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません**。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)**を待たずに**速やかに避難**をしてください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります**。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



スマホ用
二次元コード